

(日経 BP 知財 Awareness / 2013 年 11 月 22 日掲載)

期待される東南アジアでの技術開発と知財保護の環境整備 ASEAN 諸国への事業進出とタイの知的財産事情 (上)

今、東南アジア地域が従来の生産拠点に加えて、新たな消費市場、研究開発拠点として企業関係者の注目を集めている。中国依存へのリスクヘッジの側面もある。特に製造業にとっては現地での発明、共同開発、商品企画がこれまで以上に想定される中、健全な事業展開の前提として進出国市場での権利化は益々重要となってくる。中でもタイは、ASEAN10 カ国の中でも古くから数多くの日系企業が進出し、直接投資額も大きい。日系企業の特許出願件数シェアも高いものの権利取得に向けては難題も多いという。タイ現地日系特許事務所のパイオニアで、タイをはじめ東南アジア地域の知的財産事情に詳しい S&I International Bangkok Office 社長の井口雅文氏と、国内大手特許事務所、三好内外国特許事務所所長兼 CEO の高橋俊一氏に、タイの知的財産制度の現状と実務上の注意点を聞いた。

(まとめ：池田英一郎＝テクノアソシエーツ)

タイへの投資、特許出願は ASEAN 諸国の中でも随一

井口氏：

ASEAN への投資状況を国別に見ると、インドネシアではシンガポール、欧州、日本の投資が、マレーシアでは米国の投資が、フィリピンでは欧州、米国の投資が多い傾向にある。その中でもタイでは日本の直接投資が断トツに多い点に特徴がある。タイ国投資委員会 (BOI) 許可ベースの 2012 年の投資額は、3484 億 3,000 億バーツ (約 1 兆円) となっている。現在、バンコク日本人商工会議所の会員数は約 1500 社に上り、海外で活動する日系企業の集団としては上海に次いで 2 番目の規模になる。ジェトロの調査によれば、非会員企業も含めると 3,000~4,000 社の日系企業がタイで事業活動していると言われている。タイでは、1997 年のバーツ危機以降も 2008 年のリーマンショック、2009 年、2010 年の政治デモ騒動 (赤シャツ事件、黄色シャツ事件)、2011 年の大洪水といった事件が度重なり起こっているが、その間も日本企業の投資額は安定している。2012 年は、前年の大洪水による工場移転・増設計画や、中国での反日運動の影響で一部生産機能をタイにシフトさせる動きがあるなど、投資も活況を呈した。従来の生産拠点に加え、研究開発拠点を置く日系企業も増えており、現地での技術開発・技術移転も加速している。

高橋氏：

タイへの投資状況は特許出願件数にも表れている。ASEAN 諸国全体としては欧州・米国・中国と比べるとまだまだ少ないが、タイへの日系企業の特許出願件数シェアについてだけは際立っている。事実、当事務所のタイ出願の取り扱い件数は増加傾向にあり、タイに次いで多いのがインドネシアとなっている。

井口氏：

特許庁の調べでは、2012年のタイへの日本からの特許出願件数は2,584件で全体の39%を占めている。同様にベトナムでは894件で22%（2011年実績）、マレーシアでは1,252件で18%（2012年実績）、インドネシアでは1,202件で20%（2011年実績）、フィリピンでは494件で15%（2012年実績）、シンガポールでは427件で15%（2012年実績）と、他のASEAN諸国でのシェアと比べても高い（図1、図2）。一方、意匠・商標では国内出願のシェアが高い傾向にあるが、特許と比べると日本のシェアは欧米より低調である。ASEAN市場において、日系企業は欧米ほど意匠・商標を重視していないとも言えるかもしれない（図3）。

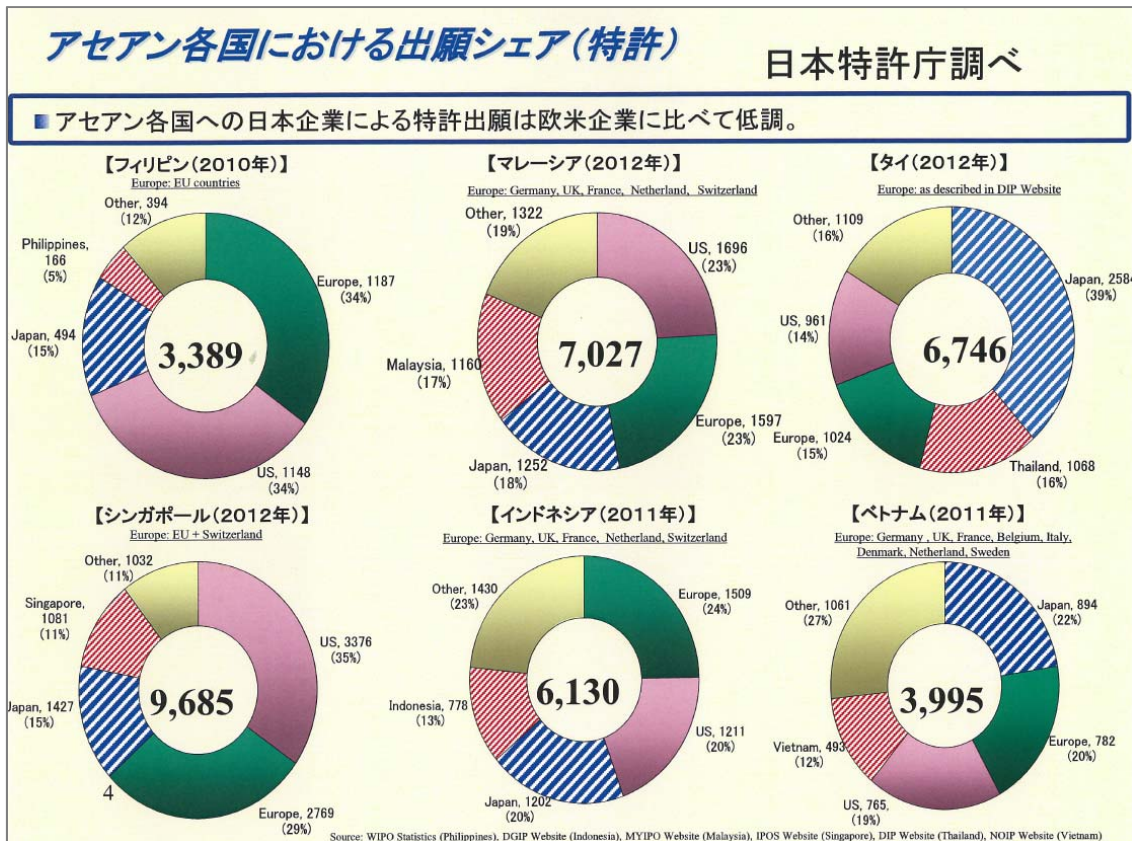


図1 ●ASEAN 各国における出願シェア (特許)
(特許庁データをもとに井口氏が作成)

Patent Applications by Invention
in Thailand from 2007 - 2013

Year	Thailand	US	Japan	EU	Asean	Others	Total
2007	945	1,482	1,861	2,082	25	423	6,818
2008	951	1,264	1,954	1,489	57	1,043	6,758
2009	1,062	1,026	1,774	1,193	78	749	5,882
2010	922	179	505	140	45	197	1,988
2011	893	502	1,401	529	37	544	3,906
2012	1,068	961	2,584	1,024	54	1,055	6,746
2013*	776	674	1,665	656	44	456	4,271

As of July 2013

図2 ●タイにおける出願状況 (特許)
(井口氏が作成)

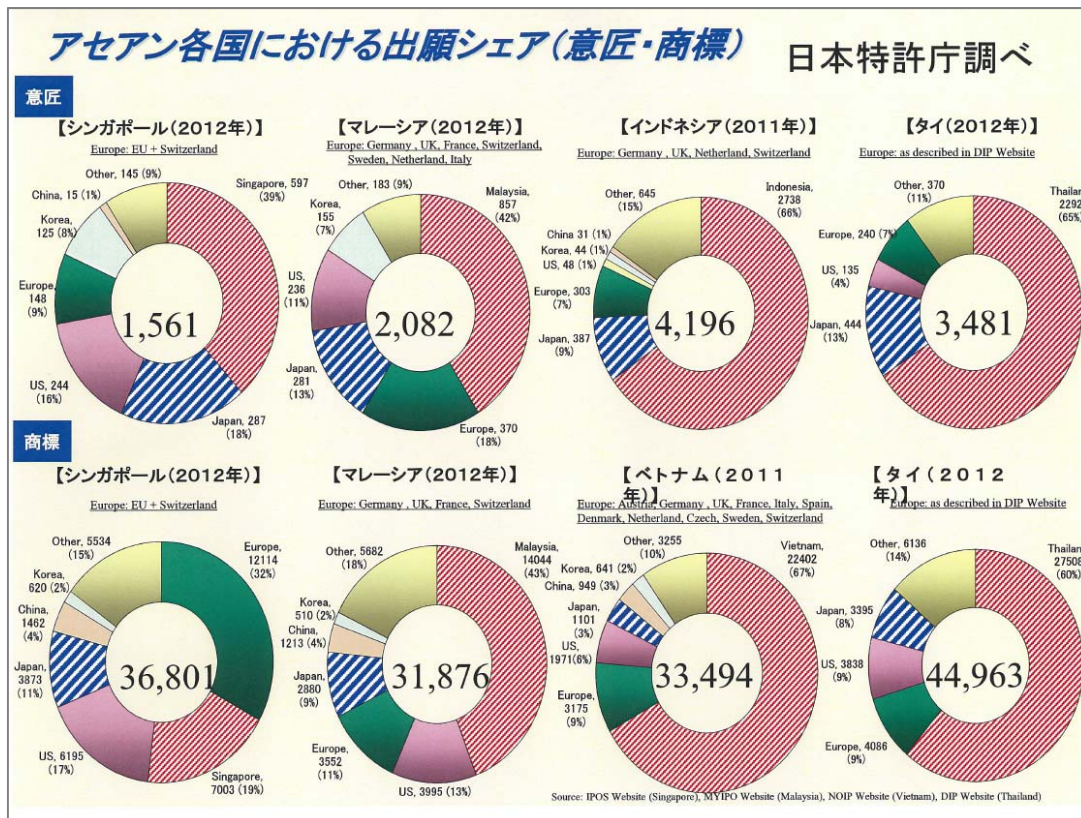


図3 ●ASEAN 各国における出願シェア (意匠・商標)
(特許庁データをもとに井口氏が作成)

同じアジアの中でも先進国といえる韓国、中国企業の動向については、当事務所にも相談の問い合わせが数多くあり、両国企業とも進出意欲は高まっていると言える。しかし、現状では特許出願件数には表れておらず、大規模な研究開発投資の話も聞かない。

このようにタイをはじめとする ASEAN 諸国への投資、現地での技術開発が進み、特許出願も増える中、安心して技術開発ができる環境、実務上スムーズに権利を確保できる制度環境とは言えない。知的財産制度については、WIPO（世界知的所有権機関）のモデル制度をベースに構築されているので、各国の制度自体は整備されつつあるが、運用が伴っていないのが現状である。

現在、ASEAN 加盟 10 カ国は、2015 年の ASEAN 経済共同体（AEC）発足に向け準備を進めている。知的財産権の運用については「ASEAN 共同特許庁」の構想もあったが、実現に向けた具体的な話は聞いていない。商標については関連国際条約「マドリッド・プロトコル（マドプロ）」に ASEAN 全体で加盟する動きがあり、関係各国で熱心に議論されている。今後、AEC 発足に向けては、知的財産に関わる犯罪・侵害事件に対する水際取り締めりなどのエンフォースメント措置や、国際犯罪に関わる情報共有のための組織化、協力関係が進むと思われる。ASEAN 加盟 10 カ国の中で、人口、市場規模も大きいインドネシアがオピニオンリーダーとして先導し、知的財産制度を整備していくものと思われる。

タイについては、他国と比べると多国間条約への加盟対応も遅い傾向にある。パリ条約加盟は 2008 年、PCT（国際特許協力条約）加盟は 2009 年とかなり遅い。何ごとも国会で審議されてから成立するまでに要する時間が長い傾向にある国だと感じている。

高橋氏：

東南アジア地域は国も多く、制度もバラバラなので、欧州特許庁（EPO）のような統一特許制度システムが整備されてくると、特許事務所として日本企業に対してもっと積極的に海外進出と特許利用を勧めることができる。しかし、現状は費用、手間も含めてどこの国に出願すべきかの判断が難しい。一方で、例えば中国では中国国内で開発した発明は、まず中国国内で出願しなくてはならないルールがあるが、タイ、インドネシア、フィリピンなどではこうしたルールはない。タイなど東南アジア地域に研究開発拠点の設置が増えつつあるが、タイ国内で開発した発明を日本へ最初に出願することもできるので、開発拠点として重要視すべきである。

タイで特許を取得するまで約 12 年もかかっている

高橋氏：

今年、タイを訪問し特許庁と知的財産裁判所を見学させてもらった。特許庁では審査の現場を見てきたが、一応、机にはパソコンは置いてあるものの書類が山積みになっており、書類のデータ化がなかなか進んでいないのが現状のようである。

井口氏：

権利保護のために利用する ASEAN 各国の知的財産制度の整備は、今後、現地での事業拡大を図る日本企業にとって期待したいところである。現在、ASEAN 各国の知的財産業務の高度化、効率化に向けて、日本政府もフィリピン、ベトナム、タイ、インドネシアに対して支援を行っている。特許公報を電子化してインターネットで検索できるようなシステムを構築するなど情報プラットフォームの提供が中心である。現在、政府に入り込む形で支援を行っているのはインドネシア及びベトナムのみだと認識している。

高橋氏：

日頃クライアント企業と接していて、事業のグローバル化という観点でも、タイを含め東南アジア地域への注目が高まっていることを実感している。企業からは、権利を取得できるまでに非常に長い時間を要することを相談されるケースが多い。

井口氏：

2012 年 5 月にジェトロが実施した調査によると、出願から特許取得までの期間は平均 12 年も掛かる。その期間について分析したところ、他国の審査結果をタイ特許庁へ提出後、最終補正から査定まで 5、6 年も掛かっていることがわかった。日本では最終補正から即日査定を行う。この時間については改善の余地が十分にあると言える。残りの 5、6 年については、第 2 庁での早期審査、権利化を容易にする「特許審査ハイウェイ (PPH)」の効果に期待したい。タイとの間では 2014 年 1 月 1 日から PPH の試行が始まる予定である。ASEAN ではすでにシンガポール、フィリピン、インドネシアとの間で PPH の試行が始まっているが、インドネシアでは実務がついてきていないと聞く。タイでは他国の審査結果を提出した上で審査を行っていても権利化まで 12 年近く要している。権利取得期間の短縮は実務設計によるところも大きい。その点、PPH については実務・運用面でも日本の特許庁の指導、主導に期待したい。ASEAN 諸国の中でも、特にタイとインドネシアは日本企業からのニーズが最も高い国である。2014 年 1 月にタイとの PPH が始まると、相当量の出願が予想される。現在、タイ特許庁の審査官は 42、43 名と認識している。年間 6,000~7,000 件規模の特許出願数を十分処理できる人数ではあるが、これまでに増大したバックログを崩すところま

での人数ではない。そのため、タイ政府は今年に入って審査官の増員を図り、28 名に審査官採用通知書を出したところである。



S&I International Bankok Office
社長
井口雅文 氏



三好内外国特許事務所
所長兼 CEO
高橋俊一 氏

予測不能な特許公開日、常にチェックが必要

井口氏：

タイにおける特許実務で特に注意したいことの一つに、出願した特許の公開日が予測不能な点が挙げられる。他国では法制度上、公開公報は出願日から 18 カ月（1 年 6 カ月）後に発行されると明記されているが、タイの特許法には、公開公報は出願後に公開されるのみ規定されており、特許庁からの通知もなく唐突に公開される。一方、審査請求期間は公開日から 5 年以内と規定されているので、公開日を見落としてしまったらその分時間ロスが生じて大変なことになる。日本企業は現地代理人と連携するなど常に公報をチェックしなくてはならない。

高橋氏：

出願と同時に審査請求ができない上、公開日も不明、さらに審査請求期間が非常に限られていることは実務上、とても不便であるが現状はどうしようもない。クライアント企業からもこの点について相談されるケースも多い。

井口氏：

その他、タイでは審査請求後、他国の審査結果報告書を提出する義務がある。「他国」の定義については制度上で明記されていないが、先進国の審査結果を指すものと思われる。私の実務経験では、中国、韓国、マレーシアの審査結果報告書を提出しても問題なかったことがある。どの国の審査結果でも良いと考えるクライアント企業もいるが、審査官側でファミリーデータを持っているので、例えば、出願人が米国の審査結果報告書を提出しても審査官から欧州のクレームに一致するように補正してくれと言われる場合もある。その点は、審査官の裁量なので従わざるを得ない。審査官が支持するような補正とクレームを明細書に記載してようやく登録となる。残念なことに、他国の審査結果報告書を提出しても審査期間が短くなるわけではないのが現状である。

また、登録公報が出ない点にも注意が必要である。原本閲覧をかけないと権利化されたものがいったい何なのかが分からない。しかし、タイ特許庁では原本閲覧にも柔軟に対応し、コピーもとれるので ASEAN 諸国の特許庁の中では透明度があると言える。繰り返しになるが、原本は電子化されていないので現地でチェックするしかない。

現地語による特許情報は入手困難 求められる誤訳問題への対応、登録後の補正は現状不可

井口氏：

タイの特許公報はウェブサイトから入手できるが、出願状況、補正書、中間処理の状況、年金の納付状況といった特許情報をウェブサイトから入手することは難しい。タイの場合、特許情報は全文タイ語で、書誌情報もタイ語である。その他 ASEAN 各国でも自国言語で掲載されている。出願状況や先行事例などは、現地の代理人事務所に問い合わせ、現地で原本閲覧をしないとわからない。

現地語による権利情報に関連し、誤訳対策も重要である。とりあえず特許を出願し、権利化できたものの、いざ権利を行使する段階になって権利情報をよく見たらまったく異なるクレーム内容になっていることもあるので注意が必要である。対策として、逆翻訳をしながらダブルチェックする日系企業のクライアントもいる。ちなみに、機械翻訳をタイ語→英語、タイ語→日本語で試みたがほとんど使い物にならないレベルである。現在、タイには翻訳者の専門能力を示す特別な資格はない。特許明細書のみならず機械の操作マニュアルや技術移転の契約文書など、日本語→タイ語の翻訳ニーズは非常に高まっているので専門人材の育成とレベル向上に今後期待したい。

一方、誤訳が判明し、登録後に補正ができるかという点は別問題である。日本の場合、翻訳補正は登録後もできるが、現在、タイの法制度上では補正できない。この点の制度改正が求められる。

小特許制度の利用価値

井口氏：

タイの特許制度に小特許制度がある。日本の実用新案に相当する。国内産業の活性化を目的に 1999 年に創設したもので、大学教員や国立研究所の研究者などに出願のノルマを課した。2012 年の自国の小特許出願件数は 1,364 件、外国からの出願件数と合わせると約 1,500 件となっており、国内出願が多い（図 4）。

小特許は、権利保護期間が 6 年、最大 10 年（2 回まで 2 年延長可）で、権利対象は特許と同じで化合物、方法なども含まれる。審査基準については、特許の場合、新規性、進歩性が必要であるが、小特許の場合は進歩性が必要ないため権利化が容易であり、権利化された後も潰しにくい。そして、何よりも 12 年かかる特許に比べて 3、4 年で権利化できる。そのため、日本企業からもその利用価値に注目が高まっている。一方、小特許の要件に進歩性を入れようとする動きもあり、特許法改正案が 2009 年から議論されている。ただ、先程述べたようにタイでは国会での審議が長引く傾向にあるため成立の目処はたっていない。

高橋氏：

その他、医薬品など特定分野になるが、強制実施権への対応は準備しておきたい。タイでは過去に強制実施権を発動したことがあるという。最近、インドでも医薬品に関して裁判で強制実施権の判決が出たが、医薬品企業は注意が必要である。

Year	Thailand	Foreigner	Total
2007	1,354	81	1,435
2008	1,423	92	1,515
2009	1,416	51	1,467
2010	1,238	90	1,328
2011	1,234	108	1,342
2012	1,364	122	1,486
2013*	769	57	826

As of July 2013

図 4 ●タイにおける出願状況（小特許）
（井口氏が作成）